

# 分解性 AI-QSAR システムの一般公開に 向けたシステム要件定義及びその設計 並びにモデル検証 仕 様 書

※本仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。  
その際は、当機構ホームページ上にて仕様書の修正又は正誤表を公示いたします  
ので、必ずご確認下さい。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 1. 委託業務名

分解性 AI-QSAR システムの一般公開に向けたシステム要件定義及びその設計並びにモデル検証

## 2. 目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）化学物質管理センター安全審査課（以下「安全審査課」という。）では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）において、国内で新たに製造又は輸入される化学物質（以下「新規化学物質」という。）に係る事業者から提出された法定試験法に基づく分解性、蓄積性及び毒性等の試験結果をもとに実施される、国による審査を支援している。

一方で、事業者における新規化学物質の製品開発にかかる時間及びコストの削減を目的とし、分解性、蓄積性及び毒性等が既知の化学物質の分子構造とこれらの活性との間の相関を解析した「定量的構造活性相関予測モデル」の行政活用も検討されているところである。

本事業では、化審法の新規化学物質の審査に活用可能な「化学物質の分解性に係る人工知能を用いた定量的構造活性相関予測モデル（以下「分解性 AI-QSAR」という。）を開発する」というコンセプトに基づいて、平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）に経済産業省の委託事業（※）にて開発した「分解性 AI-QSAR」に係る業務成果物（スタンダード版のプログラム及び関連ドキュメント）の内容の確認を実施し、情報システムとしての外部公開に向けた「システム要件定義及びその設計並びにモデル検証」に必要な情報を文書化することを目的とする。

※委託事業名：

- ① 平成 30 年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（QSAR）の活用のあり方に関する調査）
- ② 令和元年度～令和 4 年度化学物質安全対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）

## 3. 事業内容及び実施方法

受託者は、本事業の目的を達成させるため、以下に示す事業内容を滞りなく実施する。また、本事業の進捗状況の確認、その他作業内容の細部の調整等を行うため、必要に応じて、受託者と安全審査課の担当者（以下「担当職員」という。）との打合せを実施することとする。

### 3. 1 分解性に係る AI を用いた QSAR 予測手法のシステム構築に関する検討

平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）に経済産業省の委託事業にて開発した「分解性 AI-QSAR」の予測モデルにおいて、その業務成果物（プログラム及び関連ドキュメント）の内容を確認し、「分解性 AI-QSAR」を情報システムとして一般公開及びその運用作業に必要な次の情報に係る検討及びその検討結果の文書化を実施する。

(ア) システム構築に必要なスクリプトの整理

(イ) 利用されている予測モデルのアルゴリズムに係る詳細情報（記述子、入力情報から出力情報が生成されるまでの予測フローの流れ等）

(ウ) (ア) 及び (イ) に基づく「システム要件定義」及び「システム設計」に係る情報の取りまとめ結果

(エ) 使用しているパッケージのライセンスの利用条件及び外部公開に必要なライセンスの検討結果 (ライセンスの利用料に係る情報を含む)

(オ) 「分解性 AI-QSAR」を外部公関係の情報システムとして公開し、システムへの同時接続数 20 を想定した場合に必要なクラウドサーバのスペック及びコストの検討 (ディスク容量、CPU、GPU、メモリ、構築時の開発コスト、運用時のランニングコスト等の費用対効果に係る情報。利用を想定するクラウドサーバは ISMAP 対応のものに限る。) なお、当該検討に次の内容に関する検討も含まれていることが望ましい。(その場合、提案書の評価において加点する。)

- ・ ISMAP クラウドサービスリストに掲載されている IaaS 又は PaaS 上でのシステムの「CPU 化 (GPU を使用しない構成にて運用すること)」に関する検討
- ・ NITE 外ユーザが利用する「外部公開用 (CPU 化)」と NITE 内ユーザが利用する「管理用 (GPU を使用する構成)」の環境を分けて構築した場合の開発コスト及び運用時のランニングコスト等の費用対効果に関する検討

(カ) (オ) のサーバにてシステムを外部公開した際に、情報セキュリティの担保及び担当職員の運用負荷を軽減するために必要な機能の提案 (構築時の開発コスト、運用時のランニングコストに係る情報を含む)

(キ) システムの運用開始後、3 年以内に同時接続数 100 とする場合のサーバ及び使用しているパッケージ等の拡張性に係る事項の検討結果

(ク) (ア) ~ (キ) の内容を踏まえた、情報システムとして外部公開するための「分解性 AI-QSAR のシステム構築及び運用保守に係る調達仕様書(案)」の作成 (次の 2 点のことに留意すること。)

- ・ 分解性 AI-QSAR は Python プログラムをベースとした実行環境のみで構成されており、外部公開にはユーザインターフェースの開発が必要となること。
- ・ 開発するインターフェースは、NITE 外ユーザが利用する「外部公開用 (化学構造を入力すると分解性の予測結果が出力されるもの)」と NITE 内ユーザが利用する「管理用 (予測モデルの修正及び予測モデルのベースとなるデータの追加等を実施するもの)」の 2 種類が必要となること。

(ケ) 上記の関連作業 (打合せ議事録の作成、実施計画書及び調査報告書等のドキュメント作成)

本検討に際しては、必要に応じて、経済産業省の委託事業にて「分解性 AI-QSAR」の予測モデルを開発した静岡大学の関係者、担当職員及び「利用されている予測モデルのアルゴリズム」に精通する有識者へのヒアリングを行い、得られた意見等を適宜反映することとする。具体的なヒアリングの実施方法及びその実施日については、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定する。

なお、有識者に謝金や旅費を支出する必要がある場合は、本事業の委託範囲内とする。静岡大学の関係者に対する謝金や旅費の支出については、本事業の委託範囲外とする。

### 3. 2 分解性 AI-QSAR の予測モデルの統計学的な妥当性の評価

分解性 AI-QSAR は、経済産業省で実施された「令和 4 年度化学物質安全対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）」の委託事業の報告書の内容に基づくと、次のデータ及び記述子を用いて機械学習による予測モデルを構築している。

- ・ 経済産業省から提供した 3,948 物質の「OECD テストガイドライン 301C 法による分解度試験の結果」を「モデル作成用の 3,159 物質」と「モデル検証用の 789 物質」に分類
- ・ 3,436 変数を記述子として利用
- ・ 後述の表 3 に記載した機械学習モデルを利用

このモデルについて、機構から提供する「モデル作成用の 3,159 物質」と「モデル検証用の 789 物質」に係る表 1 の情報を解析し、「予測モデルの過学習（オーバーフィッティング）等に係るモデルの検証（バリデーション）」の結果を報告書として取りまとめる。モデルの検証方法については、受託者の提案に基づき、担当職員と協議の上で決定するものとする。

表 1 化学物質の分解性に係る情報

提供される情報
OECD テストガイドライン 301C 法による分解度試験の結果
・ BOD 値
・ 分解生成物の有無
・ 化審法における判定結果（良分解、難分解）

※検証において試験対象物質の構造情報が必要となった場合には、担当職員と協議の上、提供の可否および提供範囲などを決めるものとする。

## 4. 経済産業省の委託事業の業務成果物の閲覧等

- (ア) 経済産業省の委託事業にて開発した「分解性 AI-QSAR」に係るスタンドアローン版のプログラム（Docker イメージを含む）及びドキュメントの閲覧又は貸与は、契約締結後に実施する。（ただし、経済産業省の HP より公開されている委託事業の調査報告書は除く。）
- (イ) スタンドアローン版のプログラム（Docker イメージを含む）及びドキュメントの貸与は、担当職員より受託者へメール又は NITE ファイル交換システムより電子ファイルを送付する。
- (ウ) スタンドアローン版のプログラム（Docker イメージを含む）及びドキュメントの NITE 内での閲覧を希望する場合には、受託者と担当職員との間で協議の上、日時を決定する。
- (エ) スタンドアローン版のプログラム（Docker イメージを含む）及びドキュメントの NITE 内での閲覧は、NITE 本所内の担当職員の指定した場所にて実施するものとする。

## 5. 実施体制

### 5. 1 受託者の体制

受託者は、本委託事業を履行できる体制を設けるとともに、実施計画書に以下の事項を含め

るとともに、初回打合せ時にその内容について説明すること。

なお、原則として体制の変更は認めない。やむを得ず変更する場合は、事前に担当職員にその理由及び事業を継続するための対策を説明し、承認を得ること。

- ① 受託者側の体制（指揮命令系統、役割分担、人員配置、等）
- ② 受託者側の本業務に係る実施責任者（氏名及び所属）
- ③ 受託者側の本業務に係る作業員（氏名及び所属）
- ④ 連絡体制（受託者側の対応窓口）
- ⑤ 受託者側の情報管理規則制定の有無（制定されている場合は、その内容を含む）

## 5. 2 受託者に求める資格等の要件

### (ア)実施責任者

- ・ 官公庁又は独立行政法人等の行政機関、大学及び外郭団体等における調査役務の実施責任者としての経験を5件以上有すること。
- ・ 機械学習又はディープラーニング等の人工知能を利用した情報システムの構築、改修又は調査役務の実施責任者としての経験を2件以上有すること。

### (イ)作業員

- ・ 3. 1 (ア) の調査に関する作業員は、表 2 のプログラム言語・ライブラリを利用した情報システムの構築、改修又は調査役務の作業経験を次のいずれかのとおり満たすこと。ただし、1 人の作業員ではなく、本委託事業に従事する作業員全体で満たしても良いものとする。
  - ① これらの作業経験をいずれか2つ以上有すること。
  - ② これらの全ての作業経験を有すること。（その場合、提案書の評価において加点する。）

表 2 分解性 AI-QSAR で利用しているプログラム言語・ライブラリ名

プログラム言語・ライブラリ名	分解性 AI-QSAR で利用しているバージョン及びパッケージ
Tensorflow	2.6.0
Python	3.7
Open Babel	2.3.2+dfsg-3build1

- ・ 3. 1 (イ) の調査に関する作業員は、表 3 の機械学習モデルを利用した情報システムの構築、改修又は調査役務の作業経験を次のいずれかのとおり満たすこと。ただし、1 人の作業員ではなく、本委託事業に従事する作業員全体で満たしても良いものとする。
  - ① これらの作業経験をいずれか2つ以上有すること。
  - ② これらの作業経験を3つ以上有すること。（その場合、作業経験の数に応じて、提案書の評価において加点する。）

表 3 分解性 AI-QSAR で利用している機械学習モデル

機械学習モデル名
XGB (extreme gradient boosting)
Lasso
SVM (support vector machine)
RF (random forest)
CNN (convolutional neural network)

- 表 4 の記述子の作成モデルのいずれか 1 つの作成モデルを利用した情報システムの構築、改修又は調査役務の作業経験を 1 件以上有すること

表 4 分解性 AI-QSAR で利用している記述子の作成モデル

機械学習モデル名
Mordred
alvaDesc

- 3. 1 (エ)～(キ)の調査に関する作業者は、官公庁又は独立行政法人等の行政機関、大学及び外郭団体等における情報システムの構築、改修、運用又はこれらの支援役務の作業経験を次のいずれかのとおり満たすこと。ただし、1 人の作業者ではなく、本委託事業に従事する作業者全体で満たしても良いものとする。
  - ① これらの作業経験を 2 件以上有すること。
  - ② これらの作業経験を 5 件以上有すること。(その場合、提案書の評価において加点する。)
- 3. 1 (ク)の調査に関する作業者は、官公庁又は独立行政法人等の行政機関、大学及び外郭団体等における契約総額 1,000 万円以上の情報システムの新規構築または改修に係る仕様書の作成支援役務の作業経験を次のいずれかのとおり満たすこと。ただし、1 人の作業者ではなく、本委託事業に従事する作業者全体で満たしても良いものとする。
  - ① これらの作業経験を 2 件以上有すること。
  - ② これらの作業経験を 5 件以上有すること。(その場合、提案書の評価において加点する。)

## 6. 実施計画書の作成

(ア)受託者は、担当職員の指示に基づき、本事業の実施計画書を検討の上、契約締結後 10 営業日以内に作成・提出し、担当職員の承認を受けること。

(イ)本事業の実施計画書には、表 5 の内容を含むこと。

表 5 実施計画書の記載事項

記載事項	記載内容
① 作業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業にて実施予定の作業の概要</li> <li>本事業における進捗管理、コミュニケーション管理及び課題管理の方法及び進捗報告における報告内容等</li> </ul>
② 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者である NITE 側の実施体制（実施責任者及び関連する者の役割等）</li> </ul>

記載事項	記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者の実施体制（実施責任者、各作業における主な作業業者及びその役割等）</li> </ul>
③ 作業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業項目</li> <li>スケジュール</li> <li>マイルストーン</li> </ul>

## 7. 進捗報告及び管理

原則として、1か月に1回程度の頻度でNITE担当職員に進捗報告を行うこと。報告内容については、担当職員と協議の上決定すること。実施計画書に提出した作業スケジュールのマイルストーンに対して、1週間以上の遅れが見込まれる場合又は確認された場合には、その対応策を検討して担当職員に報告し、その対処を実施すること。

なお、担当職員から求めがあった場合は、面会/web会議にて進捗報告を行うとともに、打合せ議事録を作成すること。

## 8. 事業実施期間

委託契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

## 9. 納入成果物

### 9.1 数量及び期日等

本業務における納入成果物の数量及び期日等を表6に示す。

表6 納入成果物の数量及び期日等

No.	成果物名	内容及び納品数量	納品期日
1	実施計画書	電磁的記録 媒体：1式	契約締結後 10営業日以内
2	3.1(ア)～(ウ)に係る調査報告書		令和6年3月 25日（月）
3	3.1(エ)～(キ)の検討及び提案に係る調査報告書		
4	3.1(ク)で作成した「分解性AI-QSARのシステム構築及び運用保守に係る調達仕様書(案)」		
5	3.2で作成した分解性AI-QSARの予測モデルの統計学的な妥当性の評価を取りまとめた調査報告書		
6	打合せ議事録		打合せ終了後 10営業日以内

### 9.2 納品方法

- 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月7日文化審議会建議）」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ・ 電磁的記録媒体については、Microsoft 365 又は Adobe Acrobat Reader DC を使用して内容が確認できる形式で納品すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、担当職員と事前に協議の上、納品するファイル形式を決定すること。
- ・ 納品後、NITE において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、図表等の元データの作成に Microsoft 365 及び Windows10 の標準機能で読み込み及び改変できないような特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に担当部署の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 成果物は電磁的記録媒体1部を納品すること。電磁的記録媒体での納品は、電子ファイルの納品期日が同一の場合には、事前に担当職員の承諾を得た上で CD-R、DVD-R 又は BD-R を1つにまとめてもよい。納品する電子記録媒体には、件名、受託者名、納品期日を本体に印字して提出すること。
- ・ 電磁的記録媒体は、必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行った上で納品すること。セキュリティチェックに使用する不正プログラム対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルは、チェック日における最新バージョンを使用して実施すること。
- ・ 成果物のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が定めた令和5年度環境物品等の調達の推進を図るための方針（<https://www.nite.go.jp/data/000146074.pdf>）を満たすこと。

## 10. 納入場所

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター安全審査課（本所本館3階南7 対話型執務室）

### 11. 委託予算額

委託における予算額は1,450万円(税込み)である。

### 12. 応募者資格と受託者の選定方法

#### 12.1 応募者資格

提案書作成要領の記載に準じる。

#### 12.2 受託者の選定方法

提出された提案書(企画書等)に基づき、企画競争により受託者を選定する。

### 13. 成果物の取扱いに関する事項

#### 13.1 知的財産権の帰属

(ア) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条か

ら第 28 条に定める全ての権利を含む。) は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て NITE に帰属するものとする。

(イ) NITE は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するものが含まれる場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(ウ) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は当該既存著作物の内容について事前に NITE の承認を得ることとし、NITE は既存著作物等を当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら NITE の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、NITE は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(エ) 受託者は NITE に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(オ) 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

### 13.2 契約不適合責任

(ア) 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）であることが認められ、かつ NITE がその修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）を受託者に請求する場合には、NITE は不適合を知った時から 1 年以内に受託者にその旨を通知するものとする。その不適合が NITE の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は自己の費用で、NITE の選択に従い、履行の追完をすること。なお、受託者は如何なる場合であっても、NITE の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、NITE の事前の承認を得ること。

(イ) 受託者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、NITE と協議し、承認を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について NITE の承認を得ること。

(ウ) 受託者が NITE から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、NITE は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受託者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### 1 4. 情報セキュリティ

##### (ア) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、NITE の情報セキュリティポリシー (<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/security/security.html>) に従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。

##### (イ) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、NITE の情報セキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

##### (ウ) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本委託に係る業務の遂行において、担当職員が求めた場合には、情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに担当職員に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- (1) 機構が受託者に提供した又は受託者によるアクセスを認めた機構の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- (2) 受託者による機構のその他の情報へのアクセス
- (3) 被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、機構が求めた場合には、納入物と共に機構に引き渡すこと。
- (4) 情報セキュリティが侵害された又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に発生した場合には遅滞なく担当職員に報告すること。また、その事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
  - ・情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、担当職員の承認を得た上で実施すること。
  - ・発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策などについて報告書を作成し、担当職員へ提出して承認を得ること。
  - ・再発防止対策を立案し、担当職員の承認を得た上で実施すること。
  - ・上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

##### (エ) 情報セキュリティ監査の実施

本委託に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、担当

職員が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、担当職員がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施など）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（NITE が選定した事業者による監査を含む。）。また、NITE が求めた場合、受託者は自ら実施した外部監査についても機構へ報告すること。

情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

（オ） 情報セキュリティ対策の改善

受託者は、本委託における情報セキュリティ対策の履行状況について担当職員が改善を求めた場合には、担当職員と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

（カ） 私物の使用禁止

受託者は、本委託に係る作業を実施する全ての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物など、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリなど）に NITE に関連する情報を保存すること及び本委託に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止する。

（キ） 機密保持、個人情報及び資料の取扱い

- ・ 受託者は、契約期間中及び契約終了後において、本作業に関して知り得た機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、担当職員が認める場合はこの限りではない。
- ・ 受託者は、本調達のために担当職員から貸与された紙媒体や電子媒体を、担当職員の許可なく複製してはならない。許可を得て複製する場合は、複写先及び複写数等の記録を取ることを。
- ・ 受託者が本調達を終了又は契約解除する場合は、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体（その複製を含む。）を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- ・ 受託者は、本調達において、機構の情報セキュリティが侵害された又はその恐れを発見した場合は、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員の指示に従い実施すること。
- ・ 受託者は、本調達の実施において、情報セキュリティ(NITE の提供した情報の保護)を確保するための体制を整備し、明示すること。
- ・ 情報セキュリティインシデント及び事故が発生した場合又はその可能性がある場合の緊急連絡体制及び手順を記載すること。その際、機構職員への連絡は、対面、電話連絡、電子メール等複数の手段で、複数の機構職員に対して遅滞なく確実に連絡及び情報共有できるようにすること。
- ・ 緊急連絡体制及び手順に変更があった場合は、速やかに再提出すること。
- ・ 受託者の実施責任者及び作業者の情報として、氏名、所属、連絡先、役割と責任、国籍、セキュリティ関連研修の受講実績を記載すること。

## 1 5. 再委託に関する事項

### 1 5. 1 委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (ア) 受託者は、機構の許可無く作業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。このときの第三者には、関連事業者（「財務諸表等の用語、形式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）も含むものとする。
- (イ) 一部の業務を再委託する場合、再委託先にも本仕様書で定める受託者の責務を負わせる契約を締結すること。
- (ウ) 再委託先に業務を請け負わせる場合、当該業者の全ての行為及びその結果についての責任を受託者が負うこと。
- (エ) 業務の一部を再委託する場合であっても再委託金額及び外注金額の合計は、契約金額の半分を超えないこと。
- (オ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (カ) 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- (キ) 再委託先との契約は、日本法を準拠法とし海外の法律の適用が行われないこと。

### 1 5. 2 承認手続き

- (ア) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について機構に報告し、あらかじめ承認を得ること。
- (イ) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を機構に提出し、承認を得ること。
- (ウ) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

### 1 5. 3 再委託先の契約違反等

- (ア) 再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、機構は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

## 1 6. その他

- (ア) 契約金額に含まれる一般管理費の割合について、原則 10%を超えないこと。ただし、一般管理費の割合が 10%を超える場合には、提案書にその理由及び契約実績を添えて提出し、NITE が認めた場合はその率を採用することができるものとする。
- (イ) 透明性及び公正性の確保の観点から、本調達の受託者は、分解性 AI-QSAR のシステム構築及び運用保守に係る調達には参加できないものとする。
- (ウ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく取り組みに係る以下の認定を取

得している場合には、提案書の評価に必要なエビデンスとして、その認定証のコピーの提出すること。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）